

佐賀県立唐津青翔高等学校

「部活動に係る活動方針」

令和2年4月

佐賀県立唐津青翔高等学校

# 「部活動に係る活動方針」

佐賀県立唐津青翔高等学校

## ○目 的

部活動は学校の教育活動の一環として、我が国のスポーツ振興、文化芸術活動の振興を大きく支えてきた。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により、異年齢との交流の中で生徒同士や生徒と教職員等の好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな教育的意義と効果がある。そこで、バランスが取れた適切な運営体制を構築する必要がある、本校では、佐賀県「運動部活動の在り方に関する方針」・「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、本校における「部活動に係る活動方針」を策定する。

### 1. 適切な運営のための体制整備

- (1) 校長は、国のガイドラインに則り、佐賀県の方針を参考にし、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- (2) 各部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。
- (3) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正する。

### 2. 合理的で効果的な活動の推進

- (1) 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントのない指導を行う。
- (2) 部活動の実施に当たっては、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、発達段階や競技レベルに応じた効率的・効果的な指導を行う。
- (3) 気象状況等に応じ、熱中症事故防止や生徒の安全確保の観点から適切な対応を徹底する。
- (4) 学校と地域・保護者は生徒の健全な成長のためのパートナーとして部活動の推進のため協力する。

### 3. 適切な休養日等の設定

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、適切な休養日を設定する。

- (1) 学期中は、原則として週当たり2日以上、(平日1日、週休日1日)の休養日を設ける。なお、大会等により週休日に活動する場合は平日に休養日を設定する。
- (2) 長期休業中は、生徒が家庭・地域で過ごす時間等の確保に配慮し、無理のない適切な計画を立て、一定の長期の休養期間を設定する。
- (3) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- (4) 定期考査及び考査1週間前は原則禁止とする。なお、活動の必要がある場合は、活動許可を申請し、校長が必要と認める時は活動を行うことができる。なお、この場合においても、活動時間は考査1週間前は18時、考査期間中は、15時、土日祝祭日は13時に完全下校とする。

### 4. 大会参加

校長は、生徒に与える教育的意義と生徒及び顧問の負担を考慮し大会・試合を精査する。

平成31年（2019年） 1月1日施行

令和2年（2020年） 3月24日

佐賀県立唐津青翔高等学校「運動部活動に係る活動方針」を、  
「部活動に係る活動方針」として改訂

4月1日施行